

中国新闻出版管制的法律问题

张 千帆*

一、中国新闻出版限制的历史与现状

1. 中国历史上对新闻出版的法律规定

在历史上，中国对言论和出版自由的限制源远流长，并深受其害。早在秦始皇三十四年（公元前213年），秦朝高官淳于越反对当时实行的“郡县制”，要求根据古制分封子弟。丞相李斯加以驳斥，并主张禁止“儒生”以古非今，以私学诽谤朝政。秦始皇采纳李斯的建议，下令焚烧《秦记》以外的列国史记，对不属于博士馆的私藏《诗》、《书》等也限期交出烧毁；有敢谈论《诗》、《书》的处死，称赞过去的而议论现在政策的灭族；禁止私学，想学法令的人必须以官吏为师。这种措施引起许多读书人的不满。第二年，许多方士、儒生攻击秦始皇。秦始皇派人调查，并将460多名方士和儒生挖大坑活埋。到了汉代，儒学“翻身”了，从异端邪说摇身变为享受“独尊”待遇的“正统”。遗憾的是，遭受迫害的儒家并没有吸取压制言论的教训，自己成为“正统”后又去压制别的“异端邪说”，徒然引发无端的迫害、斗争和倾轧。

可能是因为技术上的限制，中国在传统上一直对出版物采取事前放任、事后追究制度⁽¹⁾。即使是严酷的清朝文字狱，在性质上也只不过属于事后惩罚。最早的事前限制是1908年的光绪报律，对于报社成立规定了交纳押金和报告官府的条件，并对报刊的发行实行事前审查制度。这种制度对报纸的发行增添了极大的负担，且官府也不胜烦琐。

民国成立后，《临时约法》承认言论和出版自由，清末报律自然废止。但《临时约法》第15条规定，约法权利“有认为增进公益、维持治安或非常紧急必要时，得依法律限制之”。1914年，袁世凯曾颁布报纸条例和出版法，其中报纸条例专门规定报纸的出版，出版法则规定报纸以外的“文字图画”之出版。袁世凯时期的报纸条例和出版法规定了事前限制。

报纸条例采用许可和保证金制度。报刊必须在出版前获得警察机关的认可，并交纳押金。如果未获许可或未交纳保证金而发行，警察官署可以直接决定罚金并停止发行。凡涉及下列九项内容的报刊均为非法：淆乱政体，妨害治安，败坏风俗，涉及经有关官署禁止发行的外交军事秘密及其他政务，预审尚未获得公审的案件或禁止旁听的诉讼，涉及国会及其他官署会议依法禁止旁听的内容、煽动、庇护、赞赏、救护犯罪人或刑事被告人或陷害刑事被告人，攻击个人隐私或损害其名誉。如果报纸被指控违反了上述禁止，其处分权属于法院。1916年，黎元洪复任总统，废止了报纸条例。于是报纸的出版受制于出版法。该法对出版仅规定了备案制，但对合法出版内容的限制和报纸条例类似。1926年，段祺瑞因各方面的反对意见而废止了出版法。此后，全国新闻出版实行自由。但北京仍存在着“管理新闻营业规则”，对限制报社的成立甚至比报纸条例更为严格⁽²⁾。

1930年，南京政府颁布了新的出版法，其管辖范围包括报纸杂志、书籍及“其他出版品”。根据该

*チャン チェンファン 政治学博士，北京大学法学院教授

法，报纸和杂志采用备案制，国民党统治时期主要实行事后追究制。书籍和其他出版物则可自由发行。但出版物不得登载下列内容：意图破坏国民党或三民主义，意图颠覆国民政府或损害中华民国利益，意图破坏公共秩序，妨害善良风俗，禁止公开诉讼的辩论。一党专制和一种教条对新闻出版的限制，从此开始。对于违法的出版物，内政部可以纠正、警告或扣押。虽然1931年的《训政时期约法》规定了“发表言论及刊行著作之自由”，但第15条允许法律加以限制，因而出版法并不违反约法。以后，国民党又规定了若干新闻检查办法；凡是重要都市的报纸，必须经过审查后方可发行。

2. 中国对新闻出版的现行法律限制

1949年中共建制后，1954年、1975年、1978年、1982年四部宪法都规定了新闻出版的自由。1982年现行宪法第35条规定：“公民有言论、出版、集会、结社、游行、示威的自由。”然而，有关法规却对出版物实行了相当严格的事前审查和事后追究制度。1997年，国务院颁布了《出版管理条例》。第5条规定：“公民在行使出版自由的权利的时候，必须遵守宪法和法律，不得反对宪法确定的基本原则，不得损害国家的、社会的、集体的利益和其他公民的合法的自由和权利。”

根据第11条，出版单位的设立首先必须向省级政府的出版行政部门申请，经审核同意后转报国家新闻出版署审批。在获得许可证并登记后，出版单位即取得法人资格。图书、音像及电子出版物出版社的年度计划及“涉及国家安全、社会安定等方面的重大选题”，（第19条）须经省级政府的出版行政部门转报新闻出版署备案。在出版物发行前，出版单位应向新闻出版署、北京图书馆（现国家图书馆）和中国版本图书馆免费送交样本。第25条规定，任何出版物不得含有下列八项内容：反对宪法确立的基本原则，危害国家统一、主权和领土完整，危害国家安全、荣誉和利益，煽动民族分裂、侵害少数民族风俗习惯、破坏民族团结，泄露国家机密，宣扬淫秽、迷信或暴力、危害社会公德和民族优秀文化传统，侮辱或诽谤他人，以及“法律、法规规定禁止的其他内容”。如果从事出版、发行、印刷或复制业务的违反了上述规定，可“没收出版物和违法所得，并处违法所得三倍以上十倍以下的罚款”，情节严重的可责令停业整顿或吊销许可证，构成犯罪的可追究刑事责任。

鉴于互联网技术发展后，网络也成为公民个人出版的一种手段，中国对网络出版的规制也相应出台。2005年9月，国务院新闻办公室和信息产业部联合发布《互联网新闻信息服务管理规定》，其第19条对互联网信息划定了11处禁区，主要包括违反宪法确定的基本原则，危害国家安全、泄露国家秘密、颠覆国家政权和破坏国家统一，损害国家荣誉和利益，煽动民族仇恨、民族歧视、破坏民族团结，破坏国家宗教政策、宣扬邪教和封建迷信，散布谣言、扰乱社会秩序并破坏社会稳定，散布淫秽、色情、赌博、暴力、恐怖或者教唆犯罪，侮辱或者诽谤他人、侵害他人合法权益，煽动非法集会、结社、游行、示威、聚众扰乱社会秩序，以及以非法民间组织名义活动。对于违规者，国务院新闻办公室或各省政府新闻办公室依据各自职权责令停止违法活动，并处1万元以上3万元以下的罚款。⁽³⁾与此同时，地方政府也通过有关措施限制互联网活动。例如江苏省委颁发了《加强和改进大学生思想政治教育的实施意见》，要求加强校园网络管理，建立监控和管理平台，“过滤”删除错误信息，并要求电子公告栏严格实行用户实名注册制度。⁽⁴⁾

二、各级政府对新闻出版自由的违法限制

1. 地方政府封杀官方报道

除了法律限制之外，中国的新闻报道有时还必须面对地方政府所采取的违法封杀，甚至中央党报都不能幸免。2003年8月28日，《人民日报》第5版刊登出一篇报道，题为“如此拆房为谁谋利”。文章大意是批评江西省定南县政府先违规出让土地，后又不顾法院要求诉讼期间“停止执行”的裁定，组织人力赶在法官到达前强行拆毁地上房屋。8月30日上午，县武装部门口的水泥墙上悄悄贴上了这篇文章的复印件，引来许多人观看。不一会儿，人群中传闻县里已经派人把这张报纸封杀了。一位面色严肃的人挤进人群，一手撕掉了墙上的复印文章。据说第二天下午，县里来了两位领导，要求带走前一天的《人民日报》。最后，8月28日《人民日报》第5版被单独抽出来“封存”了。因此，除了私下复印的一些报纸之外，那一天的《人民日报》第5版从当地全部“失踪”。⁽⁵⁾

如果地方政府对新闻报道不满，有可能采取违法手段进行干预。⁽⁶⁾例如2005年7月4日，新华社“新华视点”专栏播发“浙江临海：政府图政绩学校比气派”，报道了浙江临海市多所中小学在政府的推动下，不惜背债几千万元甚至高达数亿元，竞相攀比迁建豪华校舍陷入困境的现象，在当地引起强烈反响。⁽⁷⁾报道播发后，《人民日报》、《新华每日电讯》和台州市委机关报《台州日报》等60多家媒体刊登了报道。一时间，临海群众争相传阅，认为“符合事实”、“反映了群众的呼声”，且新华社敢于将真相公布出来，是在挽救临海的教育。许多百姓寄希望于舆论批评能引起当地政府的重视，加以整改。然而，当地某些领导却指责当地报纸转载“这样的文章”“不负责任”。在临海的一次领导干部会议上，该市的一位主要领导公然指责有关部门“监管不严”，让临海不好的影响扩大化。7月7日，在市里的统一布置下，《今日临海》在头版用整版的篇幅以“教育，临海的一张名片——我市教育发展纪实”为题，并配发评论员文章予以回应。当地电视台也挤出黄金时段，在很长的一段时间里不懈宣传临海教育的“辉煌成就”。当新华社又派记者调查临海教育问题时，当地政府得知后立即紧急部署，要求一些校长通知学校教职工，遇到记者采访时“不要乱说话”、“推说不知道”，并马上向上级报告，如果谁把临海学校问题捅出去，就要“严肃处理”。

2. 地方政府压制民间出版

如果地方政府连党媒都敢封杀，普通出版物当然就更不在话下了，而所用的手段也更为严厉，可能诉诸《刑法》规定的某些边界不明的“口袋罪”。2010年8月19日，几名来自陕西渭南的便衣警察带走了报告文学《大迁徙》的作者谢朝平，罪名是“涉嫌非法经营”。⁽⁸⁾所谓“非法经营”，是指谢朝平与《火花》杂志社达成协议，以增刊方式印了一万册《大迁徙》，而增刊没有事先上报审批。此前，渭南市文化稽查队已经以“杂志属非法出版物”为由，没收了几千册《大迁徙》；库区各县市政府还派出公安、乡镇干部和文化稽查队员，从移民家里搜走《大迁徙》增刊，并扣压了4600册运回的“非法出版物”。

要说谢朝平“非法经营”，显然是无稽之谈，因为“经营”的目的必然是赢利，而谢朝平只是出于一个记者和作家的正义感，应渭南当地移民的请求写了反映他们境遇的《大迁徙》，没有证据表明他收了任何人的钱款。事实上，为了争取作品的出版，谢朝平自己掏了五万元印刷费。在缺乏任何赢利目的的情况下，“非法经营”显然不成立，渭南警方对谢朝平的拘留构成对公民人身自由的任意侵犯。即便因为程序瑕疵而构成“非法出版”，违规主体也是杂志社而非作者，因为申报审批是杂志社

的义务，作者本人是无法履行这一义务的。

其实谁都知道，渭南警方不仅侵犯了谢朝平的人身自由，而且也侵犯了他和众多移民的言论自由以及中国公众的知情权。渭南之所以对谢朝平大动干戈，当然不是因为什么“非法经营”，而是他写的《大迁徙》真实记录了三门峡库区几十万移民的历史，揭露了当地官员挪用移民安置款、占用移民土地、造成大量移民上访等问题。既然关涉地方政府的“形象”和官员个人的“乌纱帽”，渭南不遗余力拘捕谢朝平、压制《大迁徙》出版的行为动机也就不难理解了，而这种真实目的不可告人的行为严重违背了宪法第 35 条保障公民享有的言论与出版自由。陕西省有关部门以程序瑕疵为由将《大迁徙》定性为“非法出版物”，不啻授予渭南政府一柄滥用公权、压制言论的尚方宝剑。省市两级串通合谋，无非是为了继续隐瞒地方移民问题的真相。如果揭露真相的作品成了“非法出版物”，那么能够出版的信息就必然充斥着假象。

宪法第 35 条规定言论和出版自由的目的是为了为了防止发生在渭南的所有这一切，进而给中国社会带来真正的和谐稳定。如果公民失去了抗议政府违法的言论自由，如果任何揭露地方官员腐败的报道或出版物都将受到封杀、相关记者或作家都将以莫须有的罪名遭到迫害，那么中央政府和全国人民一样都将沉浸在表面的“和谐”与“稳定”中，地方政府官员则将更加肆无忌惮地滥用公权力并造成越来越严重的社会不公，冤假错案、流离失所、民不聊生将伴随着贪污腐败遍布全国各地，“上访”大军源源不断，群体性冲突此起彼伏，而中央却只能等到事件发展到不可收拾的地步才有所察觉。如此发展下去，整个中国犹如“盲人骑瞎马，夜半临深池”，岂非迟早有一天会面临“国将不国”的厄运？言论和出版自由的功能正在于及时揭露地方问题，以利中央尽早发现问题并进行整治，进而从源头上消除社会的不稳定因素并增强体制合法性。

三、中国地方官员的“名誉维权”

近年来，尤其是随着互联网和手机短信作为传播方式的发展，中国各级官员频繁诉诸法律维护自己的“名誉权”。反映政府自我保护意识的一个最极端的事件发生在湖北天门市，城管将一位用手机拍摄野蛮执法的企业主当场围殴致死⁽⁹⁾。这种暴力行为显然违法，但从宪政国家的经验看，即便“合法”维护官员名誉也是违背宪法常识的作为。

1. 公民批评或举报

官员名誉权的第一个案例是 2006 年发生在重庆的“彭水诗案”，重庆市彭水县教委借调干部秦中飞因一则针砭时弊的短信诗词失去了自由。8 月中旬，秦中飞编了一则手机短信《沁园春·彭水》：

马儿跑远，伟哥滋阴，华仔脓胞。看今日彭水，满眼瘴气，官民冲突，不可开交。城建打人，公安辱尸，竟向百姓放空炮。更哪堪，痛移民难移，徒增苦恼。

官场月黑风高，抓人权财权有绝招。叹白云中学，空中楼阁，生源痛失，老师外跑。虎口宾馆，竟落虎口，留得沙沱彩虹桥。俱往矣，当痛定思痛，不要骚搞。

由于该短信有代指地方领导的内容，县委领导获悉短信内容后立即要求公安部门介入调查，警方很快就确定了短信编写者。当时彭水县领导层即将换届，重庆市委干部考察工作组就要进驻彭水县。如果这当口出乱子，很可能影响其政绩评价。县领导欲借处理“彭水诗案”整肃人文环境，化解不良影响。9 月 1 日上午，彭水县公安局、检察院侦查监督科、法院刑庭多个部门领导坐在一起研究案情。

研究结果很快出炉，决定以涉嫌诽谤罪立案调查，否则会影响社会稳定和政治稳定。一名县领导会上提出了具体要求：“出手要狠，效果要好，五天内办结。”当天，警方两次审讯秦中飞，同时对秦中飞的办公室进行了搜查。当晚，县长、县委副书记和政法委书记兼公安局局长会同检察院等部门再次就此案件召开会议。县长认为公安局办案不力，效果不明显，要求加派人手办案并让检察院提前介入。会后，彭水县公安局马上以涉嫌“诽谤罪”将秦中飞刑事拘留，羁押在看守所。公安局随后向检察院提请逮捕秦中飞。由于之前的会议对此案已经有了“定论”，检察院迅速下发了逮捕令并启动起诉程序。经媒体曝光后，在全国造成了很大的影响，中央领导也对此作出了批示。重庆市有关部门组成调查组展开调查后，认定秦中飞无罪、撤销起诉并发放了国家赔偿金。

重庆“彭水诗案”之后，国内出现了一连串通过手机短信或上网等方式“诽谤”地方干部的事件。这些事件的始作俑者大都立即受到地方政府的全力调查和严厉惩罚。例如据《新京报》2007年4月9日报道，张志坚只是在网上转贴了海口康力元公司与国家药监局官员“权钱交易”的文章，就被关押九个月，直到国家药监局长案发后才被检方撤诉，而在此期间，他丢了自己的工作和未婚妻，可谓损失惨重。根据同一天的报道，山西稷山县人大法工委主任等三名干部认为县委书记在投资环境、职工工资等问题上失信于民，将问责材料邮寄给运城市委等单位，十天后便遭到警方调查和拘留，并被判为“诽谤”。不论这些人的最终命运如何，其他人有了他们的“前车之鉴”，注定再也不敢“诽谤”领导干部，免得自己“吃不了兜着走”。这样一来，诸如药监局的“官药勾结”等腐败行为也就因为只有“天知、地知”而更肆无忌惮了。

在处理官员名誉问题上，法治发达国家基本上采用了和美国同样的规则，在纵容批评错误和官员腐败这两种风险中做出了一边倒的选择。中国没有必要照搬其它国家的做法，但是中国同样有舆论监督和控制腐败的需要。事实上，宪法第41条明确规定，公民“有提出批评和建议的权利”，以及“向有关国家机关提出申诉、控告或者检举的权利”，而且“任何人不得压制和打击报复”。这样看来，公民是否可以“诽谤”官员不应该是一个问题，因为除非是出自主观恶意，即便公民对政府官员批评错了，那也不应该构成“诽谤”。

2. 报刊诽谤

2008年，辽宁西丰的短信诽谤案又增加了一层变数。西丰县赵俊萃因不满其加油站被征收并遭遇法律迫害，编了一首攻击西丰县委书记的打油诗，通过短信发给部分西丰领导干部，结果以“偷税、诽谤”的名义受到通缉，并在北京举报期间被抓回西丰。西丰县人民法院一审判决赵俊萃“捏造事实诽谤他人，情节严重，危害社会秩序”，已构成“诽谤罪”，判处有期徒刑一年半。《法制日报》的《法人》杂志详细报道了此事经过，并被网络媒体广泛转载。和地方政府以往对诽谤案的反应稍有不同的是，这次的西丰县似乎过分“自信”了一点，不仅将“诽谤”者打入大牢，而且派遣大批警察来到北京的杂志社，声称负责报道的记者也犯了“诽谤罪”，还出示了《立案通知》及《拘传证》。在西丰县委领导眼里，不仅公民对县委的批评构成“诽谤”，而且媒体对“诽谤”事件的报道也构成了“诽谤”。笔者不得不说，这些判断是缺乏宪法常识的。

在信息爆炸的现代社会，任何个人的声音都是微弱的，即便通过手机短信等现代化工具也不例外。公民的声音如何受到社会重视？这就要靠《法人》杂志这样的媒体，媒体相当于公民言论的“扩音器”；它将重要事件从纷繁嘈杂的信息海洋中过滤并提取出来，引起全国关注，帮助人民监督政府和政府自我监督。可以说，中国社会近年来取得的每一点重大进步都离不开媒体的作用；没有报刊、电

视、广播、网络的新闻报道，国民都不可能知道“孙志刚事件”、山西黑砖窑事件、厦门PX事件……，更不用说解决这些事件中的问题了。新闻监督是最有效的社会监督机制，也是公民权利最有力的保障。因此，如果说公民个人的言论自由受到宪法保护，那么媒体的报道自由更应该受到保护。事实上，美国“纽约时报案”就是专门针对媒体的报道自由；为了避免给言论自由“泼冷水”，政府不仅不得禁止公民个人“诽谤”，也不得禁止媒体“诽谤”。当然，就和个人一样，媒体也得承担法律和道义的责任；如果媒体诽谤了平民百姓，就得承担相应的法律责任。然而，为了保护普通百姓的基本权利，为了保证政府受到有效监督，政府官员就不能因为媒体报道对自己不利而随便指责“诽谤”；即使报道错了，政府也得“忍”着点，而不是像西丰县委那样利用自己掌握的公权力到处抓人。

四、讨论

随着媒体的市场化，中国的新闻出版自由比改革开放之前已有很大进步，但是新闻出版自由作为一项制度尚未得到确立。不仅新闻报道受到事前审查和事后追惩，文学、艺术、电影也受到同样限制。曾有一篇文学专业的硕士论文提出了一个值得深思的主题：半个多世纪以来，中国竟没有一部真正的悲剧文学。“文革”结束后，一度流行过“伤痕文学”，可是“伤痕文学”并不是悲剧，因为那些老教师、老干部虽然受到过迫害，政府最后还是为他们平反了，所以结尾仍然是喜剧。记得以前有一部上世纪二三十年代的电影，《一江春水向东流》。这是一部真正的悲剧，因为结尾是主人公自杀了，再“平反”也没有用了。但它所反映的是国民政府时代的悲剧，而不是中共执政的当代悲剧。然而，众所周知，中国近60年来显然是存在大量悲剧的。远的不说，近年来因为经济发展而产生了种种社会冲突，对于有的个人或家庭来说是以悲剧结束的。但是中国作家却不能写这些东西，写了也不可能发表。作家的“自我审查”使中国社会生活在一种“集体的无知”之中，使国民误以为这些悲剧不存在，误以为造成这些悲剧的隐患不存在。既然不知道问题的存在，那就更不可能通过理性的讨论去及时发现问题、消除隐患、防止悲剧的重演，而这对于建设和谐社会显然是不利的。如果文学艺术不能体现虚拟的悲剧，那么现实社会必将会发生真实的悲剧。⁽¹⁰⁾

不可否认，中国的历史传统对于言论和新闻出版自由是相当陌生的。自古以来，我们一直采用“堵嘴”的方式：政府把人的嘴堵上，然后组织御用文人批判一通，将其“批倒批臭”、名誉扫地，以为这样就一劳永逸解决问题。但是事情其实并没有了结，有时还适得其反。近三十年的一个常见现象是，官方的批评反而成了个人成名的捷径。一个人原先可能知名度不高，一旦被点名，他的仕途到此为止，但他在社会上顿时红火起来；一本书可能本来是很普通的，但一旦被定为“禁书”，它在各大书店销声匿迹，但马上成为全国畅销书，黑市小贩到处可见，男女老少一睹为快。笔者自己就有这样的亲身经历。这种现象完全是制度造成的对不同观念的饥渴所产生的。就像有一种果子被禁止品尝，但是人们偏偏就想去尝一尝“禁果”一样。越是禁止的东西，人们就越想去碰一碰。言论也是一样，因而对不同言论和思想的禁止往往得不偿失。希望这种现象能对中国各级政府有所触动，进而促使他们更加尊重宪法第35条规定的言论和新闻出版自由。尤其在互联网日益发达的大背景下，限制言论和新闻自由注定徒劳的。

注)

(1) 王世杰、钱端升：《比较宪法》，北京：中国政法大学出版社1997年版，第91页。

- (2) 同上, 第 93 页。
- (3) “互联网严禁煽动非法游行”, 《新京报》2005 年 9 月 26 日。
- (4) “江苏高校 BBS 将实行实名制”, 《新京报》2005 年 10 月 6 日。
- (5) 成功、陶达嫔:“定南‘人民日报事件’后果前因”, 《南方周末》2003 年 9 月 18 日。
- (6) 例如见“不满乱收费被曝光, 交警队长率众冲击报社”, 《生活日报》2005 年 10 月 22 日。
- (7) “建豪华校舍遭曝光, 当地领导指责媒体‘不负责任’”, 《新京报》2005 年 9 月 18 日。
- (8) 钱昊平:“陕西渭南警方进京抓走作家, 称其出书涉非法经营”, 《新京报》2010 年 9 月 1 日。
- (9) 黄鹏程、程平:“男子拍下城管粗暴执法照片, 拒绝删除被打死”, 《楚天都市报》2008 年 1 月 8 日。
- (10) 2006 年上映的《三峡好人》不算是严格的悲剧, 但总算反映了一点社会阴暗面。

(日本語訳)

中国におけるプレス管制についての法律問題

張 千帆*

一、中国におけるプレス規制の歴史と現状

1. 中国の歴史におけるプレスに対する法的規制

歴史上、中国は言論、出版の自由に対する規制が長く、しかも、害を深く被っている。早くも、始皇帝三十四年（BC213）には、秦朝の高官淳于越が当時行われていた郡県制に反対し、古制に基づき、子弟を官職につけることを要求した。丞相李斯はこれに反駁するとともに、儒生が過去の例を持って現在を批判すること、私学をもって朝廷を誹謗することを禁止するよう主張した。始皇帝は李斯の提案を受け入れ、『秦記』以外の列国の歴史記録を焼却するよう命じた。博士館に属していない私蔵されていた『詩』、『書』なども期間を切って提出させ、焼き払い、あえて『詩』、『書』について議論する者がいれば、それを処刑し、過去を称賛し、現在の政策を議論する者については、その一族全員を滅ぼした。また、私学を禁止し、法令を勉強したい人は必ず官吏に師事しなければならなかった。このような措置は数多くの知識人の不満を引き起こした。二年目には、たくさんの方士、儒生が始皇帝を攻撃した。始皇帝は人に調査させるとともに、460余名の方士、儒生を大きな穴を掘って生き埋めにした。漢になると、儒学は「変身」し、異端邪説から「独尊」の処遇を享受する「正統」に変わった。残念なことには、迫害を受けた儒家は言論の圧抑から教訓を汲み取るのではなく、自ら「正統」になった後、別の学説（異端邪説）を圧迫するようになり、理由のない迫害、闘争および軋轢を引き起こした。

技術面の規制によるものであらうと思われるが、中国は伝統的に出版物に対して事前放任、事後追究制度を採ってきた⁽¹⁾。如何に厳しい秦朝の文字の獄であっても、性質的には事後懲罰に属するものに過ぎない。一番早い事前規制は1980年の光緒報律であり、新聞社の設立に対して保証金を納入し、政府に報告するという条件を定め、これに合わせて、新聞雑誌の発行に対して事前審査制度を実施するようになった。このような制度は新聞紙の発行にとって大きな負担を増やし、しかも政府にも煩雑さをもたらした。

民国が成立した後、『臨時約法』が言論と出版の自由を認めたことで、清末報律（新聞法律）は自ずと廃止された。しかし、『臨時約法』第15条は、「約法の権利」には「公益を増進する、治安を維持する、或いは非常に緊急であると考えられる時、法律によってこれを規制しなければならない」と規定している。1914年、袁世凱はかつて新聞紙条例と出版法を公布した。新聞紙条例は新聞紙の出版を規定し、出版法は新聞紙以外の「文字、図画」の出版を規定した。袁世凱時期の新聞紙条例と出版法は事前規制を規定していた。

*チャン チェンファン 政治学博士、北京大学法学院教授

新聞紙条例は許可と保証金制度を採用した。新聞雑誌は出版する前に必ず警察機関の認可を得て、保証金を納めなければならない。許可を得ず或いは保証金を納めずに新聞紙を発行した場合は、警察官署は直接罰金を決めるとともに、発行を停止させることができる。下記の九項目の内容に関わった新聞雑誌は不法とされた。政体を混乱させること、治安を妨害すること、風俗を悪化させること、関係機関に発行禁止された外交軍事秘密およびその他の政務に関係すること、予備裁判中であり、また公的裁判に関わっていない事件および傍聴が禁止された訴訟、国会や他の役所が法に従って傍聴禁止した内容に関わること、犯罪者或いは刑事被告人を扇動、庇護、称賛、救済することや刑事被告人を陥れること、個人のプライバシーを攻撃したり、その名誉に損害を与えること。もし、新聞紙が上記した禁止事項に違反したと指摘される場合は、その処分権は裁判所に属することになる。1916年、黎元洪は大統領に復帰し、新聞紙条例が廃止された。このように、新聞紙は出版法による束縛を受けた。この法は出版に対して「登録法」を定めたものであり、合法出版物内容に対する規制は新聞紙条例と一致していた。1926年、段祺瑞は各方面から反対の意見があったため、出版法を廃止した。その後、全国のプレスは自由になった。しかし、北京では依然として「新聞紙の営業管理規則」が存在しており、新聞社の設立を規制することに対しては新聞紙条例よりもより厳しくなっていた。⁽²⁾

1930年、南京政府は新しい『出版法』を公布したが、その管轄範囲には新聞紙、雑誌、書籍および「他の出版物」が含まれていた。この法によれば、新聞紙と雑誌は「登録制」を採用した。国民党の統治時期は主に事後追究制が実施された。書籍やその他の出版物は自由に発行できる。しかし、出版物は下記の内容を出版することができなかった。国民党や三民主義を破壊する意図、国民政府を覆す或いは中華民国の利益に損害を与える意図、善良な風俗に害を与えること、公開禁止の訴訟を議論すること。プレスに対しての一方独裁と一種の教条による規制はこれから始まる。違法な出版物に対して、内政部は是正、警告又は押収することができる。1931年の『訓政時期約法』は、言論を發表することと著作を刊行する自由を規定したが、第15条では、法律によって規制を加えることを認めているので、出版法は約法に違反しているものではない。それ以後、国民党はいくつかの新聞検閲弁法を規定した。重要都市の新聞紙はすべて発行する前に審査を経なければ発行ができないようになった。(訳者：朱 夢倩)

2. プレスに対する中国の現行の法的規制

1949年、中国共産党が政権を打ち立てた後、1954年、1975年、1978年、1982年それぞれ四つの憲法はすべてプレスの自由を規定している。1982年の現行憲法の第35条は、「公民は言論、出版、集会、結社、デモ、示威の自由がある。」と規定している。しかしながら、関係法規は、出版物に対して相当に厳しい事前審査と事後追究制度を実施している。1997年、国務院は『出版管理条例』を公布した。第5条は以下のように規定している。「公民が出版の自由の権利を行使する場合、憲法と法律を遵守しなければならない、憲法によって確定された基本原則に反対してはならず、国家的、社会的、集团的利益及びその他の公民の合法的自由と権利を害してはならない。」

第11条によると、出版単位の設立は最初に、省レベルの政府の出版行政部門に申請し、審査、承認、同意を得た後に、国家新聞出版署に転送し、審査を受けなければならない。許可証を得るとともに登録した後に、出版単位は法人資格を得ることになる。書籍、AV及び電子出版物（デジタ

ル出版物)の出版社の年度計画及び「国家安全、社会安定などの方面と関わっている重大なテーマ」(第19条)は、必ず省レベルの政府の出版行政部門を通じて新聞出版署に転送、報告し記録にとどめなければならない。出版物を発行する前に、出版単位は新聞出版署、北京図書館(現国家図書館)及び中国版本図書館へ見本本を無料で送るべきである、とされている。第25条は、すべての出版物も下記の八項目の内容を含んではいないと規定している。憲法によって確立された基本原則に反対すること、国家統一、主権と領土保全に危害を加えること、国家安全、荣誉及び利益に損害を与えること、民族分裂を扇動し、少数民族の風俗習慣を侵害し、民族団結を破壊すること、国家機密を漏えいすること、わいせつ、迷信あるいは暴力を宣揚し、社会公德及び民族の優秀な文化伝統に危害を与えること、他人を侮辱或いは誹謗すること、及び「法律、法規によって禁止が規定されている他の内容。」である。もし、出版、発行、印刷或いは複製の業務に従事しているものが上述の規定に違反したならば、「出版物と違法所得を没収するとともに、違法所得の三倍以上十倍以下の罰金に処する」ことができ、情状が重大なものには休業、整顿を命じたり、或いは許可書を取り消すことができ、犯罪を構成する場合は、刑事責任を追究することができる。

IT技術の発展にかんがみて、インターネットも公民の個人出版の一つの手段となったので、インターネット出版物に対する中国の規制もこれに応じて登場してきた。2005年9月、国務院新聞弁公室と情報産業部は『インターネットニュース情報サービス管理規定』を共同で発布した。その第19条はインターネットに対して、11項目の禁止範囲を定めたが、これは主に以下が含まれる。憲法によって確定された基本原則に違反すること、国家安全に危害を加え、国家機密を漏えいし、国家政権を転覆させ、さらに国家統一を破壊すること、国家荣誉と利益に損害を与えること、民族の憎み、民族差別を煽動し、民族団結を破壊すること、国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚すること、流言をまき散らし、社会秩序を混乱させ、あわせて社会安定を破壊すること、わいせつ、色情、とばく、暴力、恐怖をまき散らす、或いは犯罪を教唆すること、他人を侮辱或いは誹謗し、他人の合法的權益を侵害すること、不法の集会、結社、デモ、示威を煽動し、人を集めて社会秩序を混乱させること、及び不法の民間組織の名義で活動を行うこと。違反者に対して、国務院新聞弁公室或いは各省政府新聞弁公室は各自の職権に基づいて違法活動の停止を命じるとともに、1万元以上3万元以下の罰金に処罰することができる⁽³⁾。これと同時に、地方政府もそれに関係措置を通じてインターネット活動を制限することができる。例えば、江蘇省委員会は『大学生の思想政治教育を強化、改善することについての実施意見』を公布し、以下のことを要求している。キャンパス内のインターネットの管理を強化し、監視・制御と管理のプラットフォームを打ち立て、誤った情報を「濾過し」、削除することを要求するとともに、BBS(電子掲示板)にはユーザー実名登録制度を厳格に実施することを要求した⁽⁴⁾。(訳者：蔡 昕悦)

二 プレスの自由に対する各級政府の違法規制

1. 地方政府がオフィシャル報道を封印

法的規制以外には、中国の新聞報道は、時として地方政府が取った違法封印に直面しなければならない。これは中央の機関紙さえも免れることができない。2003年8月28日、『人民日報』第5面に「こうした強制的立ち退きは誰の利益を謀るものなのか」と題する報道が掲載された。文章の大

意は、江西省定南県政府がまず土地を不法譲渡し、その後裁判所の訴訟期間における「実行停止」という裁定を無視して、裁判官が到着する前に人を集めて、地上の家屋を強制的に取り壊したというものであった。8月30日午前、県武装部の入り口のセメントの壁面にこの文章のコピーが貼られた、たくさんの人がこれを見ていた。しばらくして人々の中で、県政府が人を派遣し、この新聞紙を封印したと伝えられた。一人の厳しい顔つきの人間が来て、壁に貼られたコピーを破り捨てた。翌日の午後、県から二人の指導者が来て、前日の『人民日報』を持ち去るよう要求したそうだ。最後には、8月28日《人民日報》第5面は現地からすべて「行方不明」になった。⁽⁵⁾

もし地方政府が新聞報道に不満であれば、違法な手段を使って干渉する可能性がある。⁽⁶⁾例えば2005年7月4日、新華社は「新華視点」というコラムで、「浙江省臨海学校：政府は政治的成果を求め、学校は立派さを競う」を流し、浙江省臨海市には、政府の推進の下、多くの小中学校が、数千万元さらには数億元の借金を背負い、豪華な校舎を立て、争って競い合い、苦境に陥っている現象を報道し、現地において強い反響を呼んだ。⁽⁷⁾報道が伝えられた後、「人民日報」、「新華毎日電信」および台州市委員会の機関紙「台州日報」など60余りのメディアが報道を掲載した。あつという間に、臨海の大衆は争って読み、「事実に符合する」、「大衆の声を反映している」とし、新華社が敢えて真相を公表したのは臨海を救済するための教育であると考えた。多くの庶民は世論批判が現地政府の重視を喚起し、整頓改革を行うことを望んでいる。しかし、現地の一部の指導者は「このような文章」を地元紙が転載したことを「無責任」と非難した。臨海のある指導幹部会議で、同市の一人の主要な幹部は関連部門に「監督が厳しくない」、臨海に悪い影響を拡大させていると非難した。7月7日、市の統一配置の下、「今日臨海」はトップページ全面を使って「教育、臨海の一枚の名刺——我が市教育発展ドキュメンタリー」と題するとともに、コメンテーターの文章もつけて、これに応えた。現地テレビ局もゴールデンタイムをくめんして、長い時間を使って、臨海教育の「輝かしい成果」をたゆまぬ宣伝した。新華社がまた記者を派遣して臨海の問題を調査した時、地元政府は知るとすぐに緊急に配備し、一部の校長に、学校職員に通知して、記者の取材に遭遇した時、「よけいな話をしない」、「知りません」と答えるようにするとともに、すぐに上級に報告するよう求め、もし臨海の学校問題を漏らす者がいれば、「厳粛な処理」をおこなうとした。(記者：張 潔然)

2. 地方政府が民間出版を封印

もし、地方政府が党のメディアさえ封印するのであれば、普通の出版物については当然のように問題にならない。その上地方政府が使用している手段もより厳しいものとなり、『刑法』の規定する境界がはっきりしない一部の『口袋罪』(曖昧な罪)として訴えられる可能性がある。2010年8月19日、何人かの陝西省の渭南から来た私服警官がルポルタージュ『大移動』の作者謝朝平を連れ去ったが、その罪名は不法な経営の嫌疑であった。⁽⁸⁾いわゆる「不法な経営」とは謝朝平と「火花」雑誌社が合意に達し、刊行物の増刷の方法を使って、『大移動』一万冊をプリントしたが、この増刷にあたって事前に報告審査承認を受けていなかったことを指す。これより以前、渭南市の文化調査チームがすでに「雑誌は不法な出版物に属する」ことを理由にして、『大移動』数千冊を没収している。三峡ダム地区の各県、市政府は公安、郷鎮幹部や文化調査員を派遣して、移住者の家から増刷の『大移動』を持ち去るとともに、4600冊の持ち帰った不法な出版物を差し押さえた。

謝朝平が「不法な経営」をしたというのであれば、これは明らかにあり得ない話である。なぜならば経営の目的は必然的に利益をあげることであり、謝朝平はただ単に一人の記者及び作家としての正義感から出発して、渭南の移住者の願いを聞き入れて、彼らの境遇を反映した『大移動』を書いたに過ぎないからであり、彼が誰かのお金を受け取ったということを明らかにする証拠はなかった。実際には作品の出版を勝ち取るために、謝朝平は自分で五万円の印刷費を払った。何らの営利目的もない状況下においては「不法な経営」は、明らかに成立せず、渭南の警察当局が彼を拘束したのは公民の人身の自由に対してのほしいままの侵犯を構成するものである。手続き上の瑕疵で「不法な出版」が構成されたとしても、規則に違反した主体は作者ではなく、雑誌社である。何故ならば、審査承認を申請するのは雑誌社の義務であり、作者自身がこの義務を履行するすべはないからである。

実際には渭南警察当局が謝朝平の人身の自由を侵し、しかも彼と多くの移民の言論の自由及び中国公衆の知る権利を侵していることは誰でも知っている。渭南が謝朝平に対し、大々的に攻撃した理由はもちろん「不法な経営」などによるものではなくて、彼が書いた『大移動』が「三门峡ダム地区」の数十万人の移民の歴史を如実に記録し、現地の政府関係者が移民定住のための公金を流用し、移民のための土地を占用したことで、大量の移民の上訴を作り出すなどの問題を暴露したことにある。地方政府のイメージと官僚個人の「烏帽子（特権）」に関わることであるから、渭南は必死になって、謝朝平を拘束逮捕し、『大移動』の出版を抑圧した行為の動機も理解が容易なことであり、こうした真の目的を人に知られられない行為は憲法第35条の保障する公民は言論と出版の自由を享受することにゆゆしく違反している。陝西省の関係部門は手続き上の瑕疵を理由にして、『大移動』の性質を「不法な出版物」だと定義し、渭南政府に公権力を濫用して言論を抑圧する宝刀一つを授けただけであった。省市二つのクラスが共謀したことは引き続き地方の移民問題の真相を隠すためのものに他ならなかった。もし、真相を暴露した作品が「不法な出版物」とされれば、出版できる情報は必然的に嘘でかためられたものになるであろう。

憲法第35条が言論と出版の自由を規定した目的は正に渭南で発生したこれら全てのことを防止し、さらに進んで中国社会に真の調和と安定をもたらすためにほかならないのである。もし、公民が政府の違法行為に抗議する言論の自由を失えば、また全ての地方官僚の腐敗を暴露するいかなる報道あるいは出版物がいずれも封印され、関係記者あるいは、作家がいずれも捏造された罪名によって、迫害を受けるとすれば、中央政府は全国人民といずれも表面上の「調和」と「安定」の中に浸ってしまい、地方政府の官僚は、より勝手きままに、公権力を濫用し、あわせてますます重大な社会的不公平、冤罪、でっちあげ、誤審案件を作り出し、住むところを失い、生活苦にあえぐことが汚職腐敗に伴って全国各地に蔓延することになり、「上訴」の大軍は絶えることなく、群体性の衝突が至るところで起きることになるが、中央はただ事件の発展が収拾できないところになって始めてそれに気づくのである。このように発展して行くとすれば、中国全体はあたかも「盲人が盲の馬に乗り、夜中に深い池に臨む」ようになり、遅かれ早かれ、いつかは国が国でなくなるという悪い運命に直面することになるであろう。言論と出版の自由の機能はまさに地方の問題を適時に暴露し、それによって、中央ができるだけ早く問題を発見するとともにそれを解決し、さらに進んで根本から社会の不安定要因を排除するとともに、体制の合法性を強化することに利するところにあるのである。(訳者：賀 壹)

三、中国地方官僚の「名誉権擁護」

近年では、特に伝達手段とするインターネットとショートメールの発展に伴って、中国の各級の官僚は頻繁に法律に訴え、自分の「名誉権」を擁護している。政府の自己保護意識を反映する一つの極端な事件は、湖北天門市で発生したものであって、城管（記者注：都市治安管理者）が野蛮な法律執行を携帯で撮影した経営者をその場で集団で殴り死亡にさせた⁽⁹⁾。この暴力行為は明らかに違法であるが、立憲国家の経験から見れば、「合法的に」官僚の名誉権が擁護されたものであっても、憲法の常識に背くやり方である。

1. 公民からの批判或いは摘発

官僚の名誉権に関する一番目の判例は、2006年に重慶で起こった「彭水詩案」であり、それは重慶市彭水県の教育委員会へ出向している幹部秦中飛が時局風刺の詩をショートメールで流して、自由を失ったことである。八月中旬に秦中飛が『沁園春・彭水』というショートメールを書いた。

「馬（馬平）が遠くいった、偉兄（周偉）は滋養強壮であり、華仔（藍慶華）がおできのような同胞である。今日の彭水を見ると、全てが瘴気であり、官民が衝突し、てんてこまいする。都市建設管理局が人を殴り、警察が遺体を辱め、庶民には空砲を撃つ。さらに、移民するにしても移民できず、むなしく苦悩を増すだけである。

役場は月がなく風が強い夜のようにあり、人の権利・財権を掴む奥の手を持っている。白雲中学校を嘆く、砂上の楼閣であり、生徒達がこなくなり、先生が外に逃げてしまう。虎口ホテルは虎の口に落ちてしまい、砂沱虹橋だけを残す。もうすでに過ぎ去ったことであり、胸が張り裂けるようになるが、あれこれも問題にはならない」。

そのショートメールは地方指導者のことを指す内容があるため、県委の指導者はメールの内容を知ったのち、すぐに公安部門に介入し調査するよう求めた。警察当局はいち早くショートメールのライターを確認した。当時彭水県の指導層がまもなく交代するため、重慶市市委幹部考察組も彭水県に進駐しようとしていた。その時に騒ぎがあったら、政績の評価に悪い影響を与える可能性が高かった。県指導者は「彭水詩案」にかこつけて人文環境を整頓し、悪い影響を解消しようとした。9月1日午前、彭水県公安局、検察院偵察監督科、裁判所刑事法廷などの指導者たちが一同に会して事件の状況を検討した。検討の結果がすぐ出、名誉毀損罪の嫌疑で立件し調査することを決めた。そうでないと、社会の安定と政治の安定に悪い影響を与えることになる。ある県指導者は具体的な要求を提起した、「厳しく着手し、良い効果を求め、五日以内に解決する」。同日、警察当局は秦中飛を二度尋問し、同時に秦中飛の弁公室を捜査した。その夜、県長、県委副書記と政法委書記兼公安局局長は、検察院などの部門と共同でこの事件について再び会議を開いた。県長は公安局が仕事を精一杯やらず、効果が顕著ではないので、人手を増やす、とともに検察院に繰り上げて介入するよう求めた。会議後、彭水県公安局はすぐに「名誉毀損罪」の嫌疑で秦中飛を留置場に拘留した。公安局はその後、検察院に秦中飛の逮捕要請を行った。その前の会議によって、この事件についてすでに「定説」が出せられていたことによって、検察院はすみやかに逮捕状を下達すると

もに、起訴の手続きを開始した。メディアによって曝露された後、全国に大きな影響がもたらされ、中央の指導者もこれに対して指示を出した。重慶市の関連部門は調査組を組織して調査を行った後、秦中飛が無罪であることを認定し、起訴を取り消すと同時に、国家賠償金を支給した。

重慶「彭水詩案」の後、国内ではショートメールあるいはインターネットの方式を通じて地方幹部を「名誉毀損」する一連の事件が起きた。これらの事件の張本人は大部分直ちに地方政府に全力で調査され、厳重な処罰を受けることになった。例えば、『新京報』2007年4月9日付け報道によると、張志堅はインターネットで、海口康力元会社と国家薬監局（国家製薬業者監査局）官僚の間の「権力とカネの取引」に関する文章を転載しただけで、九ヶ月拘留されてしまい、国家薬監局局長事件が起きてはじめて、検察側はその訴訟を取り下げた。その間に張は仕事と婚約者を失ってしまったが、これはきわめて大きな損失をこうむったと言える。同じ日の報道によると、山西省稷山県の人大法工委（訳者注：人民代表大会常務委員会法制工作委员会）主任など三名の幹部は、省委書記が投資環境、従業員の給料などの問題で市民から信用されないと考えて、問責資料を運城市市委などの部門に郵送したが、十日後、逆に三人は警察当局の調査を受け、拘留され、「名誉毀損」だと判断された。それらの人々の運命がいかなるものになったとしても、その他の人々は彼らという一つの「戒め」を得たことで、自らの責任を負うことを免れるために、決して指導者を二度と「名誉毀損」することはなくなるであろう。こうなると、薬監局の「役人と薬局の結託」などの腐敗行為は「天知る、地知る」というものになってしまい、さらにほしきままに行われるようになるのである。

官僚の名誉に関する問題を扱う際に、法制度の発達した国においては基本的にアメリカと同じような規則を採用しており、批判の誤りと官僚の腐敗を容認する、この二つのリスクの中において、ある一方だけの選択を行う。中国は外国のやり方をそっくりそのまま取り入れる必要がないが、中国は外国と同じように世論の監督と腐敗の抑制の必要がある。実際には、憲法第41条、公民は「批判または提案する権利がある」、及び「関係国家機関に上訴、告訴または摘発する権利がある」、そして「いかなる人も抑圧や打撃報復を行ってはならない」と明確に規定している。こう考えてみると、公民が官僚を「名誉毀損」できるかどうかは一つの問題とするべきではなく、主観的な悪意から出たものは別として、公民が政府の官僚へ誤った批判を行ったとしても、それは「名誉毀損」を構成することではないのである。（訳者：王 雪彤）

2. 新聞雑誌の名誉毀損

2008年、遼寧省西豊県のショートメール名誉毀損事案はまた変数を一つ加えた。西豊県の趙俊萃は自分のガソリンスタンドが差し押さえられるとともに、法律の迫害に遭遇したことに不満で、西豊県の省委書記を攻撃する諧謔詩を作り、ショートメールを通じて西豊県の一部の指導者と幹部に送った。結果は「脱税、名誉毀損」の名によって指名手配されるとともに、北京において摘発期間中に捕らえられ、西豊県に戻された。西豊県の裁判所は一審で趙俊萃が「事実を捏造して、他人を名誉毀損し、その情状は重大であり、社会秩序に危害を及ぼした」ことで、「名誉毀損罪」を構成するので、有期懲役1年半に処する判決を下した。『法制日報』の『法人』雑誌は詳細にこの事件の経緯を報道するとともに、ネットメディアによって広範に転載された。地方政府の過去の「名誉毀損事件」に対する反応と少し異なるところは、今回の西豊県はちょっと「自信」を持ち過ぎた

ようであり、「名誉毀損」者を拘留しただけではなく、さらに多数の警察を北京の雑誌社に派遣し、報道に責任を負う記者にも「名誉毀損罪」を犯したと公言し、また「立件通知」及び「拘引証」さえ提示した。西豊県の指導者の見るところでは、公民の県委に対する批判は「名誉毀損」を構成するだけでなく、メディアの「名誉毀損」事件に対する報道も「名誉毀損」を構成しているものであった。筆者はこれらの判断は憲法の常識が欠如していると言わざるを得ない。

情報の爆発している現代社会においては、いかなる個人の声であっても、いずれも微弱なものであり、たとえ携帯電話のショートメールなどの現代化された道具を通じたとしても、それは例外ではないである。公民の声がどうすれば社会の重視を受けるのか？それは公民の言論の「スピーカー」に相当する『法人』雑誌のようなメディアに頼ることになる。それは重要な事件を入り組んだ情報の海原の中から濾過、抽出するとともに、全国の関心を引き起こし、人民の政府に対する監督と政府の自己監督を助けることになる。言わば、中国社会が近年来勝ち取った重大な進歩のすべてはいずれもメディアの作用と不可分である。新聞雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットのニュース報道がなければ、国民は「孫志剛事件」、「山西黒レンガ工場事件」、「アモイPX事件」…など知り得ないし、ましてやこれらの事件の中の問題を解決するなど言うまでもないことである。メディアの監督は最も効果的な社会監督メカニズムであり、公民の権利の最も有力な保障でもある。そのため、国民の個人の言論の自由が憲法の保護を受けるといえるのであれば、メディアの報道の自由はなおのこと保護を受けべきである。事実上、米国の「ニューヨークタイムズ事案」は特にメディアの報道の自由に対してのものである。言論の自由に「冷水を浴びせる」ことを免れるために、政府は公民個人の「名誉毀損」を禁止できないばかりではなくて、メディアの「名誉毀損」も禁止することはできない。

もちろん、個人と同じように、メディアも法律と道義上の責任を負わなければならない。もしメディアが普通の庶民を名誉毀損したら、相応の法律責任を負わなければならない。しかし、普通の庶民の基本的な権利を保護するため、また政府が有効な監督を受けることを保証するため、政府の官僚はメディアの報道が自己に不利であったことで、勝手に「名誉毀損」だと非難することができない。たとえ報道が間違えても、政府も「我慢」しなければならず、西豊県委のように自己の掌握した公権力を利用して至る所で人を捕らえてはならない。(訳者：孫 鑫鈺)

四、討論

メディアの市場化にしたがって、中国のプレスの自由には改革開放の前より大きい進歩があった、しかし、制度としてプレスの自由はまだ確立されていない、新聞報道が事前審査と事後追究を受けるだけでなく、文学、芸術、映画も同様の規制を受ける。ある文学専攻の修士論文が深く考えるべきテーマを提出したことがある、それは、「半世紀あまりにわたって、中国には本当の悲劇文学が一冊もない」文化大革命が終わった後、「傷痕文学」は一度流行したが、その「傷痕文学」は決して悲劇というものではない、なぜならば古参教師、古参幹部は迫害を受けたが、政府が最後には彼らの名誉を回復したので、結末は依然として喜劇であったのである。以前、前の世紀20、30年代に『一江春水向东流』という映画があったことを覚えている。これは本当の悲劇である、なぜならば結末に主人公が自殺したので、名誉が回復されても意味がないことである。それが反映して

いるのは国民政府時代の悲劇であって、中共の執政下における当代の悲劇ではない。しかし、周知のとおり、中国ではこの60年来、明らかに大量の悲劇が存在する。遠いことはさておき、近年、経済発展によって様々な社会的衝突が起きているが、ある個人や家庭にとっては悲劇によって終わりを告げている。しかし、中国の作家はこれらのことを書くことができず、書いても発表することが不可能である。作家の「自己審査」は中国社会生活を「ある一種の集団の無知」の中におき生活させており、国民にこれらの悲劇を作り出す弊害は存在しないと勘違いさせている。問題の存在を知らない以上、理性的討論を通じて適時に問題を発見し、隠れた弊害を取り除き、悲劇の再演を防止することはさらに不可能となり、それは調和社会を建設することに明らかに不利になる。文学芸術が疑似的な悲劇を体现できないとすれば、現実社会では真実の悲劇がかならず発生するに違いない。⁽¹⁰⁾

否定できないことは、中国の歴史伝統は言論とプレスに対してかなりよく知らない。昔から、我々はずっと「口止め」の方式を採用し、政府が人の口をふさいだ後、御用文人を組織して批判したり、それを「批倒批臭」（徹底的に批判する）したり、名誉を地に落としめ、こうすれば永遠に問題を解決できると考えた。しかし、ことはまだ終らず、時には逆効果にもなってしまう。30年来よく見られる現象は、政府の批判は逆に個人のなまえが知れ渡る近道になっている。ある人はもともと知名度が恐らく高くはなかったが、いったん名前が出ると、彼の官吏になる道はそこまでで終る、それに対して、社会的にはすぐさま炎上し有名になり、一冊の本がもともと一般的なものであっても、発禁本にされると、それはそれぞれ各大きな書店では完全に消え去るが本屋で消されでも、すぐに全国のベストセラーになり、アングラ露店ではどこにでも見られるようになり、老若男女何とか読みたいとなる。筆者自身にもこうした自らの体験がある、こうした現象は完全に制度によって作り出された異なる観念に対する飢餓によって生まれたところのものである。まるで一種の果実を食べることが禁止されると、人々はどうしても「禁断の果実」を食べたいと思うように、禁止されればされるものほど人々がそれに触りたいと考える。言論も同じであり、なぜならば、異なる言論と思想に対する禁止は、往々にしてその目的を達することができない。このような現象が中国の各級政府に少しでも触発することができ、彼らをして憲法第35条が規定する言論とプレスの自由をより尊重するように促せることを望む。特にインターネットが日増しに発達しつつある大きな背景の下では、言論と報道の自由を規制することは必ず徒労に終るからである。（訳者：徐森）

注)

- (1) 王世杰、钱端升：《比较憲法》，北京：中国法政大学出版社1997年版，第91ページ。
- (2) 同上，第93ページ。
- (3) 「インターネットでは不法なデモを扇動することを厳禁する」，《新京報》2005年9月26日。
- (4) “江蘇省の大学ではBBSに実名制を実施する”，《新京報》2005年10月6日。
- (5) 成功、淘达斌：「定南「人民日报事件」の因果関係」《南方週末》2003年9月18日
- (6) 例えば「むやみに料金を徴収することの不満が露呈，交通警察の隊長が隊員を率いて新聞社を衝撃」，《生活日報》2005年9月18日。
- (7) 「豪華な校舎を建てるのが露呈，現地の指導者がメディアを「無責任」だと非難」，《新京報》2005年

9月18日。

- (8) 钱昊平：「陝西渭南の警察が北京に行って作家を捕まえ、その出版物発行を不法経営だと述べた」、《新京報》2010年9月1日。
- (9) 黄鹏程、程平：「ある男子、都市管理者が乱暴に法執行する写真を撮った、削除を拒否し殺される」、《楚天都市報》2008年1月8日。
- (10) 2006年に上映された《山峡好人》は厳格な悲劇ではないが、何とか社会の暗い面を反映させた。

張千帆教授略歴

1964年1月 上海生まれ

(1) 学歴

南京大学(1980-1984) 固体物理学学士(1984)

Carnegie-Mellon University(1984-1989) 生物物理学博士(1989)

University of Texas at Austin(1995-1999) 政府学博士(1999)

(2) 職歴

南京大学法学院教授・博士課程教授(1999-2002)

北京大学法学院教授・博士課程教授(2003-現在)

(3) 所属学会 中国法学会憲法学会(副会長)

(4) 主要な研究分野 中国憲法、比較憲法、言論法

(5) 栄誉賞 『西方宪政体制』(西側の憲政体制)(上冊) 江蘇省第七回哲学と社会科学優秀成果一等賞、『西方宪政体制』(西側の憲政体制)(下冊) 司法部優秀成果三等賞・中国憲法学会優秀成果二等賞など

(6) 研究業績

(著書) 『西方宪政体制』(西側の憲政体制)、『宪法学导论』(憲法学導論)、『为了人的尊严—中国古典政治学批判』(人の尊嚴のために—中国古典政治学批判)、『宪政原理』(憲政原理)、『宪政中国的命运』(憲政中国の命運) など30余冊。

(論文) 『言论自由与宪政』(言論の自由と憲政)、『网络言论自由与边界』(ネットの言論の自由と境界)、『新闻自由是世界和平的制度保障』(新聞の自由は世界平和の制度保障である)、『论言论自由的重要性』(言論の自由の重要性を論ず)、『舆论斗争的阶段与走向』(世論闘争の段階と趨勢) など多数。